

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣  
(公印省略)

令和5年度に海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、令和5年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I 海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II 海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価

1. 領土・領海の堅守、海上保安能力強化について

目 標
<p>中国海警局に所属する船舶による領海侵入等や外国海洋調査船の活動の活発化、その他重大な事案が発生するなど、我が国周辺を取り巻く状況がますます厳しくなっている情勢を踏まえ、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りを厳格に実施する。また、こうした状況に対応するため、令和4年12月に策定された新たな国家安全保障戦略を踏まえた「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、巡視船の増強整備等といったハード面の取組に加え、国内外の関係機関との連携・協力の強化等のソフト面の取組も推進することにより、海上保安能力を一層強化する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 繰り返される尖閣諸島周辺の我が国領海等への中国海警局に所属する船舶の接近、侵入等の厳しい情勢を踏まえ、関係省庁と緊密に連携し、領海警備に万全を期すこと。</li></ul>

また、大和堆周辺海域等における違法操業外国漁船等への対応及び日本漁船の安全確保、原発等へのテロの脅威、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による調査活動等の重要事案に適切に対応すること。加えて、日本海沿岸部への木造船等の漂流・漂着に細心の注意をもって対応すること。【主要】

- ・ 新たな脅威に備えた高次的な尖閣領海警備能力、新技術等を活用した隙の無い広域海洋監視能力、大規模・重大事案同時発生に対応できる強靱な事案対応能力の強化のため、巡視船・航空機の整備や機能強化等を進めること。また、強固な業務基盤能力の強化のため、教育訓練施設の拡充や基地整備等を進めること。加えて、海洋権益確保に資する優位性を持った海洋調査能力の強化のため、測量船の高機能化等を進めること。
- ・ 戦略的な国内外の関係機関との連携・支援能力の強化のため、警察、自衛隊等の関係機関との連携体制を強化すること。特に、自衛隊とは、それぞれの役割分担の下、あらゆる事態に適切に対応するため、情報共有・連携の深化、武力攻撃事態時における各種の対応要領や訓練の充実を図ること。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性を各国海上保安機関との間で共有するとともに、外国海上保安機関等との連携・協力や諸外国への海上保安能力向上支援を推進すること。

## 評価

### 目標達成

以下具体的に述べるとおり、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りについては、厳格に実施したと認められる。また、「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、ハード面及びソフト面の両面からの取組を進め、海上保安能力の一層の強化が図られており、全ての具体的な目標で目標が達成されているものと認められるため「目標達成」と評価する。

#### 【具体的な目標についての所見】

- ・ 尖閣諸島周辺の接続水域においては、ほぼ毎日、中国海警局に所属する船舶による活動が確認され、令和5年の年間確認日数は352日で過去最多、連続確認日数は134日と過去3番目に長い日数となった。

このような厳しい情勢を踏まえ、海上保安庁では、24時間365日、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたっており、我が国領海に接近する中国海警局に所属する船舶に対し、領海に侵入しないよう警告を実施するとともに、領海に侵入する中国海警局に所属する船舶に対し領海からの退去要求や進路規制を繰り返し実施し、領海外へ退去させ、また、日本漁船等の周辺に巡視船を配備し安全を確保するなど、関係省庁と緊密に連携しつつ、国際法・国内法に則り、冷静に、かつ、毅然と対応した。さらに、同周辺海域における外国漁船による違法操業に対しても、迅速かつ的確に対応し、中国漁船4隻、台湾漁船63隻に退去警告を行った。

大和堆周辺海域における違法操業外国漁船等への対応については、我が国イカ釣り漁業の漁期前の5月下旬から大型巡視船を含む複数の巡視船を同海域に配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、令和5年においては、同海域において14隻の外国漁船に対して退去警告を行った。

原発等へのテロの脅威に対しては、巡視船艇・航空機による警戒を実施した。

我が国の排他的経済水域等における外国海洋調査船による同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動（特異行動）については、巡視船・航空機による監視警戒等を行い、令和5年には5件の特異行動を確認し、特異行動を認めた外国船舶に対しては、関係省庁と緊密に連携しつつ、活動状況や行動目的の確認を行うとともに、中止要求を実施するなど、適切な対応を行った。

日本海沿岸部への木造船等の漂流・漂着については、巡視船艇・航空機による巡視警戒、関係機関等との情報共有等、細心の注意をもって対応した結果、令和5年は北朝鮮からのものと思料される漂流・漂着木造船等を22件確認した。

注) 暦年の実績値を記載

- ・ ヘリコプター搭載型巡視船2隻、大型巡視船3隻、中型ヘリコプター5機が就役した。

令和4年に運用を開始した無操縦者航空機については令和5年5月には3機体制となり、24時間365日の海洋監視体制を構築している。

また、令和5年4月には海上保安国際研究センターの研究拠点を東京に設置したほか、釧路航空基地の施設整備等を進めたほか、これまでに大型測量船2隻の整備や高機能化等を実施した。

- ・ 令和5年4月に、防衛大臣による海上保安庁の統制に係る具体的な手続きを定める「海上保安庁統制要領」が策定され、当該要領に基づく共同訓練を防衛省・自衛隊と実施した他、「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、不審船対処に係る情報共有訓練や共同追跡・監視訓練、停船措置訓練を共同で行うなど、連携強化を進めた。

また、外国海上保安機関等との連携・協力については、世界海上保安機関長官級会合を東京で開催し、アジア海上保安機関長官級会合（HACGAM）がトルコで開催されるなど、海上保安業務に関する連携強化を図った。

さらに、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する海上保安能力向上支援として、専門知識や高度な技術を有する海上保安官や能力向上支援の専従部門である海上保安庁 Mobile Cooperation Team (MCT) を各国へ派遣し支援するとともに、各国の海上保安機関職員を日本に招聘するなどして研修等を実施した。

## 2. 海上における治安の確保について

目 標
<p>積極的な情報収集活動等を通じて情勢を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度には、「G7広島サミット」及び「関係閣僚会合」が開催されることを踏まえ、テロ事案をはじめとする、国民の安全・安心を阻害するおそれのある活動に対する警備体制の充実・強化を図り、万全な警備を行うこと。</li> <li>・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とすること。【主要】</li> </ul>
評 価
<p><b>目標達成</b></p> <p>密輸、密航等の海上犯罪を水際で阻止するため、巡視船艇・航空機による監視・警戒、外国から入港する船舶に対する立入検査、国内外関係機関との連携及び情報収集活動を実施した。その結果、令和5年は、薬物事犯を11件、密航事犯1件を摘発する等、密輸・密航等の海上犯罪を厳正かつ適切に取り締まっている。</p> <p>また、テロ活動等への対策を講じるなど、全ての具体的な目標が達成されているものと認められるため「目標達成」と評価する。</p> <p>注) 暦年の実績値を記載</p> <p><b>【具体的な目標についての所見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度に開催された「G7広島サミット」及び「関係閣僚会合」において、警察等関係機関との連携を密にして必要な体制を構築し、必要な巡視船艇等、ヘリコプターや無操縦者航空機を投入することにより海上警備・警護にあたった。また、海事・漁業関係者等と連携したテロ対策の取組として、会議場等周辺海域の安全確保のため「航行自粛海域」や「事前通報対象海域」を設定したほか、官民学が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」において作成した「テロ対策啓発用リーフレット」を配布するなどして、海事・漁業関係者等に、自主警備の強化や情報提供をはじめとした協力を頂き、海上警備・警護を完遂した。</li> <li>・ 巡視船艇・航空機による原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラの施設警戒や、旅客ターミナル・フェリー等のソフトターゲットにも重点を置いた警戒を実施した。また、国内外の要人の警衛・警護を行ったほか、外国船舶への立入検査のほか、国際港湾において保安対策の強化を図った結果、令和5年度の「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数は0件であった。</li> </ul>

### 3. 海難の救助について

目 標
<p>海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。【主要】</li> <li>・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を令和7年までに85%以上とすること。</li> <li>・ 令和4年4月、北海道知床沖で発生した遊覧船事故を受けて、北海道東部海域における救助・救急体制の強化を図ること。</li> </ul>
評 価
<p><b>相当程度進展あり</b></p> <p>主要な具体的な目標である要救助海難に対する救助率は目標を達成しており、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を令和7年までに85%以上とする目標については、令和7年の目標達成に向けた関知率の改善が見られるため「相当程度進展あり」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察や消防等の関係機関との合同訓練を実施するなど、情報共有の迅速化を含め連携強化を図った。このほか民間救助組織との合同訓練等を通じ、連携・協力体制の充実に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの取組を含め、迅速的確な救助勢力の体制充実・強化等に努めた結果、令和5年の要救助海難に対する救助率は97%であった。</li> <li>注) 暦年の実績値を記載</li> </ul> </li> <li>・ 海難発生時における海難情報の早期入手のため、海上保安庁への緊急通報用電話番号「118番」や「NET118」の活用等について、地方公共団体、水産関係団体、教育機関等と連携・協力した講習会や、沿岸域の巡回時の周知、メディア等様々な手段を通じて周知・啓発を進めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>その結果、令和5年の海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率は84%であった。</li> <li>注) 暦年の実績値を記載</li> </ul> </li> <li>・ 令和4年に発生した知床遊覧船事故を受け、第一管区海上保安本部釧路航空基地に新たに機動救難士を配置したほか、同基地のヘリコプターを増強し、紋別海上保安部に大型巡視船を配備するなど、北海道東部海域における救助・救急体制を強化した。</li> </ul>

#### 4. 海上交通の安全確保について

目 標
<p>海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく指導、船舶交通の安全のために必要な情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。さらに、近年の激甚化・頻発化する台風等自然災害への対策を推進する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数を0件とすること。【主要】</li> <li>・ 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和7年までに1500隻未満を目指すこと。【主要】</li> </ul>
評 価
<p><b>相当程度進展あり</b></p> <p>近年の激甚化・頻発化する台風等自然災害においても海上交通の安全確保を図るため、航路標識の耐災害性強化対策等に取り組み、航路標識関係施設の強靱化を推進するとともに、大阪湾海上交通センターにおける大阪湾北部海域の船舶の動静監視及び情報提供体制を強化した。</p> <p>また、令和5年8月に台風7号が近畿地方を縦断した際には、海上交通安全法に基づく「湾外避難等勧告」を発出するとともに関西国際空港付近海域に「異常気象等時情報聴取義務海域」を設定した。</p> <p>加えて、船舶交通の安全のために必要な各種情報を海上交通センターや海の安全情報等により適時適切に提供するなど、海難の未然防止を図った。</p> <p>このような取組を行ったことにより、ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数は0件であり、目標を達成していると認められる。</p> <p>我が国周辺で発生する船舶事故隻数については、令和4年の実績値より改善しており、減少傾向にあるが、令和7年の達成を目指す目標は現状では達成していない。</p> <p>以上により、「相当程度進展あり」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふくそう海域（東京湾・伊勢湾・瀬戸内海及び関門海峡）に設置されている海上交通センターにおいて、船舶の動静を把握し、航行の安全に必要な情報提供や、大型船舶の航路入航間隔の調整を行うとともに、巡視船艇との連携により、通航方式に従わない船舶への指導等を実施した。さらに、大阪湾海上交通センターにおける大阪湾北部海域の船舶の動静監視及び情報提供体制を強化した結果、ふくそう海域における航</li> </ul>

路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数は、令和5年度は0件であった。

- ・ 船舶事故を防止するため、国の関係機関や民間の関係団体と連携し、漁港やマリーナ等での訪船指導や海難防止講習会の開催、リーフレットの配布やSNS等拡散効果の高い媒体を使用した安全啓発活動等、第11次交通安全基本計画に定められた海上交通の安全確保に資する各種施策を実施した結果、令和5年の我が国周辺で発生した船舶事故隻数は1,790隻となり、令和7年の達成を目指す1500隻を超過したものの、前年実績値(1,875隻)と比べ改善している。

注) 暦年の実績値を記載

## 5. 海上防災・海洋環境の保全について

目 標
<p>激甚化・頻発化する自然災害や大規模な油等流出事故による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、一般市民を対象とした啓発活動を通じて海洋環境の保全に貢献する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大規模地震・津波、大雨・台風等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の排出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図るとともに、関係機関と連携し、発災初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を令和5年度に300回以上実施すること。【主要】</li><li>・ 油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会等による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした啓発活動を令和5年度に440回以上実施すること。</li></ul>
評 価
<p><b>目標達成</b></p> <p>主要な具体的な目標である災害対応能力の強化や合同防災訓練の実施回数及び海洋汚染の防止を図るための指導、啓発活動の実施回数については目標を達成していることから「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 機動力の高い巡視船艇・航空機等を活用できる態勢の確保や研修・訓練の実施により、大規模地震・津波、大雨・台風等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の排出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図った。また、関係機関と連携し、非常時における円滑な通信体制の確保や迅速な対応勢力の投入等を念頭</li></ul>

に置いた合同防災訓練を令和5年度に400回実施した。

- ・ 海事・漁業関係者やマリンレジャー等を行う人を対象にした海洋環境保全講習会を101回、若年層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を300回、海浜清掃を通じて海洋環境保全の意識高揚に繋げる漂着ごみ分類調査を228回、合計で629回実施した。

## 6. 海洋調査等について

目 標
<p>海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のために適切に海洋調査を実施するとともに、海洋における活動の基盤情報となる調査成果を集約し、目的に応じた効果的な情報提供を実施する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 他国による海洋権益の主張や海洋調査の実施及びその成果の発信に対し、我が国の海洋権益及び海洋情報の優位性を確保するべく、海洋調査等を計画的かつ効率的・効果的に実施すること。【主要】</li><li>・ 「第3期海洋基本計画」（平成30年5月閣議決定）及び「我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針」（平成30年5月総合海洋政策本部決定）に基づき、「海洋状況表示システム」の情報のさらなる広域性・リアルタイム性の向上を図るための機能強化に取り組むこと。【主要】</li><li>・ 全国20箇所の験潮所における験潮により平均潮位を算出し、験潮月表として毎月公表するほか、長年にわたり蓄積した験潮結果から、海図において水深の基準となる最低低潮面等を算出すること。また、験潮結果を防災情報にも活用するため、気象庁（リアルタイム）及び国土地理院（適宜）に提供を行うこと。【主要】</li></ul>
評 価
<p><b>目標達成</b></p> <p>海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった目的のために適切に海洋調査を実施するとともに、その調査結果を利用者や目的等に応じて適切に情報提供を行っており、全ての具体的な目標が達成されているものと認められるため「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 我が国の領海や排他的経済水域等の海洋権益を確保するため海洋調査を実施し、我が国周辺海域の基礎的な海洋情報の収集・整備に努めた。</li><li>・ 「海洋状況表示システム（海しる）」を通じた海洋情報の一元化や各分野を横断し</li></ul>



た海のデータ利用の促進に向け、掲載情報の拡充を図るとともに、海洋関係事業者が開発するアプリでも情報が直接利用することのできる API の公開・拡充及び機能強化に向けたシステム改修に取り組んだ。

- 海上保安庁が所管する全国 20 箇所の験潮所において得られた潮位から平均水面及び最低低潮面を算出し、潮汐月表をインターネットにより毎月公表するとともに潮汐表を刊行した。また、験潮データを気象庁にリアルタイムで転送するとともに、月ごとの解析結果を国土地理院に提供を行った。